

第 8 回 第 2 期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会	
日 時	平成 21 年 6 月 1 日 (月) 9 時 30 分～12 時
開催場所	横浜市健康福祉総合センター8 階 AB 会議室
出席者 (敬称略)	厚坂幸子、有賀美代、井上和子、内田清、大村直行、丹直秀、長尾孝治、長倉真寿美、 名和田是彦、服部一弘、浜田俊一、濱見米子、松本和子、森本佳樹、山田美智子、山根誠、 横松進一郎
欠席者 (敬称略)	網屋正子、大木幸子、渋谷初代、玉城嘉和、平井晃
開催形態	公開 (傍聴者なし)
議 題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 21 年度の事業及び日程 <ul style="list-style-type: none"> ア 全体スケジュール イ 次期横浜市地域福祉活動計画の策定について (2) 平成 21 年の策定・推進委員会の進め方 <ul style="list-style-type: none"> ア 委員会の日程と進め方 イ 情報共有のルールづくり検討 (仮称) (3) 概要版・リーフレット (4) 各区計画の策定・推進状況の報告 (5) 第 2 期市計画の評価指標
決定事項	<p>1 情報共有のルールづくり検討 (仮称) のメンバーについては、関心のある委員は事務局に申し出ていただき、全体の構成メンバーについては、委員長と事務局に一任するということで了承されました。</p> <p>2 概要版・リーフレットについては、今日のご意見をもとにして、レイアウトや内容の重複を整理し、全体の構成は活かした形での作成を、事務局に一任するということで了承されました。</p> <p>3 第 2 期市計画の評価指標については、これまでの経過を踏まえ、委員長と事務局で検討した上で、9 月の委員会までに、委員全体でメール等でやりとりしながらご意見をいただくということで了承されました。</p>
議 事	<p>1. 開会 藤沼福祉保健課長</p> <p>2. あいさつ 立花健康福祉局長 森本委員長 新委員紹介 (横浜市若葉台地域ケアプラザ所長 内田委員) (横浜市食生活等改善推進員協議会会長 濱見委員) 事務局異動者紹介 (横浜市社会福祉協議会 富井地域活動部長)</p> <p>3. 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 21 年度の事業及び日程 <ul style="list-style-type: none"> ア 全体スケジュール イ 次期横浜市地域福祉活動計画の策定について <p>事務局が、平成 21 年度の事業及び日程「ア 全体スケジュール」「イ 次期横浜市地</p>

域福祉活動計画の策定について」を説明。【資料1、2、3参照】

(森本委員長) (1) で何かご質問やご意見がありますか。

一つ、私から伺います。資料1で国の地域福祉推進市町村のモデル事業を受けることになったというお話でしたが、具体的にはどういう形ですか。

(事務局) 厚生労働省のモデル事業は市全域ではなく、市内の1~2カ所程度の地域に限定してやっていくものです。2万人程度くらいの地域を想定して、その中で支え合い、一人も見逃さないで要援護者の方たちを見守っていけるようなシステムができないかということを考えていきます。

(森本委員長) 国で示しているモデル事業の枠にとらわれず、横浜流の適用みたいなものをしていかないと、多分長続きしないと思うので、それぞれの地域の特性を生かした形で仕組みをつくり上げていくというようなことをかなり意識して進められたほうがいいのかと思っています。

(松本委員) 今の見守りのことですが、私たちの地域もモデルで補助を受けていますが、それと今回の新しいものとの関係がよくわからないので説明をお願いします。

(事務局) 現在、6地区で進められている見守りネットワーク事業というのをベースに、その発展系というような形で、今、地区の選定中です。国のスキームは示されていますけれども、横浜でそれを受けとめて具体的にどういうふうに行っていくかというのは、先ほど委員長からもご指摘がありましたように、地域の実情に合わせて柔軟に取り組んでいこうと考えております。

(丹委員) 次期横浜市地域福祉活動計画の策定についての説明で、アンケートをとられたということですが、これはもう資料はまとまっていますか。まとまっているのであればいただけますか。特に地区社協は地区計画づくりに関わっておりますので、参考にしたいと思います。

(事務局) アンケートの資料につきましては、ご協力いただいたところには、まとめてお返しを始めています。必要なアンケートがございましたらご提供できると思います。

(長倉委員) 区の計画推進のための取組に、区への出前研修の実施があります。出前研修は意外に効果があって、他都市でも、これをやり出してから関係がよくなったという事例を伺っています。これは、手を挙げた区に行くのか、それとも18区全部に行かれる予定でしょうか。今までの策定の状況【資料6】を見ても、各区でばらつきがあるので、できれば押しかけてでも行かれるほうがいいのかと思います。

(事務局) 現在、すべての区にというふうには考えておりませんが、既に3分の1ぐらいの区から、来てほしいという話があります。これから区計画の策定が開始される区もありますので、一層積極的に働きかければ、かなり多くの区に出前をさせていただくことになると考えています。

(森本委員長) 来てほしいと言わないところに、どうやってアプローチするかというのがすごく大事かと思しますので、頑張ってください。

(2) 平成21年の策定・推進委員会の進め方

ア 委員会の日程と進め方

イ 情報共有のルールづくり検討（仮称）

事務局が、平成21年の策定・推進委員会の進め方「ア 委員会の日程と進め方」「イ 情報共有のルールづくり検討（仮称）」を説明。【資料4、5参照】

（森本委員長） 「情報共有のルールづくり検討」については、今年度この委員会が直接関与するというのでは、主要な活動の一つになると思いますが、何かご質問はありますか。

（松本委員） 民生委員・児童委員の役割と、その守秘義務の厳しさというのを、民生委員さんが一番感じていらっしゃるので、「地域の関係者」は民生委員さんが中心だとは思いますが、いろいろな福祉関係にかかわっている地域の活動団体も、かなり個人情報を持っています。「地域の関係者」をどのあたりまでと考えていらっしゃるか、お聞きしたい。

（事務局） 「地域の関係者」ですが、確かに民生委員・児童委員は、いろいろな情報を持ち、それに対して守秘義務もありますが、今のお話のように、支え合いのネットワークを広げていくには、必ずしも民生委員・児童委員だけには限らないと考えております。各実態をもう少し把握した上で、整理をしていきたいと考えております。

（松本委員） 検討していただいている方たちの中には、民生委員・児童委員さんも入っていらっしゃるんですね。

（森本委員長） どういうメンバーで検討するかというのは、まだ決まってないです。この委員会の中で何人かに入っただき、必要ならば委員会以外の方にも入っただきで検討するというような形になると思います。

（名和田副委員長） 「民生委員・児童委員等」というところの「等」の範囲として、ある程度限定しないと検討も進まないのかもしれませんが、法律によって守秘義務があるというだけではなく、私が多少関係している、例えばプレイパークのように契約上守秘義務を負うというケースもありますので、法律上で身分的に守秘義務を負っているというだけに限定してしまうと、地域側のニーズとやや異なってきたくないかなという危惧を持ちました。

（森本委員長） 個人情報保護法というので言われている個人情報取扱事業者というのは、直近の半年間で5000件以上の個人情報をデータベース化して、それを事業の用に供している者が対象です。恐らく、地域で活動している人たちのほとんどは、個人情報保護法の対象にはならないです。ただ、市社協は個人情報取扱事業者になりますし、別の法律になりますが、行政も個人情報取扱事業者よりきつい義務を負っています。厚生労働省に確認したところ、民生委員・児童委員は、個人としては個人情報取扱事業者ではないということなので守秘義務の絡みと、それから行政や社協と民生委員・児童委員との間の情報の受け渡しの問題、それは行政や社協が取扱事業者であるという意味で、第三者の情報を民生委員・児童委員に出せるか出せないかという問題があります。それから民生委員・児童委員とその周辺の関係者ということで言うと、周辺の関係者は、個人情報取扱事業者でない限り、普通の近隣の個人なので、法律上の守秘義務も課せられないし、個人情報保護法の対象にもならない。しかし、民生委員に

は守秘義務があるので、そこのやりとりをどうするかということがあります。地域の見守りの中には、守秘義務も課せられないし、個人情報保護法の対象にもならない者同士の情報の共有もあります。民法上の関係で名誉毀損等はありませんが。そういう幾つかの段階があって、それぞれの段階の間での共有の話と、それから段階を越えたときに第三者提供ができるかできないかということの整理をしていかないといけないです。

(厚坂委員) 私は市民活動団体として相談の場所を2カ所持っており、個人的にも知的障害者相談員をしています。いろいろな相談が来ますが、今までのお話のように、どうしたものかと悩むものが多々あります。一方で、私は法人型地域活動ホームという、各区に1館ある、障害者を支援するセンター的な総合相談窓口の、専門相談スタッフでもあるので、ここでつくったルールというのが、そういった機関に対してどれだけの影響力を持つのか。どういう形でちゃんと皆さんに理解され、承認されるのかというところがわからないということと、一方で地域で生活したり活動している上で、こういった一定のルールがあったらいいなという思いと、両方あります。

(森本委員長) 市が所管して、あるいは社協が共管している計画の中でルールをつくってということは、市自体が、全体としてこういうルールでいいという方向性を出せないと、健康福祉局という範囲だけでルールを作るというわけにはいかない。そうすると最終的には全市的な中で、とりわけ第三者提供の部分の合意をどこまで出せるか、個人情報審議会に通す等、そういう話も含めて、このマターじゃない部分まで出てくる可能性はあるという気はします。それぞれの中で矛盾しているような形でルールはつくれないので、法的なところはきちんといかざるを得ない。北九州の個人情報のルールづくりをちょっと手伝っていますが、民生委員には、住基にあるような基本情報データは渡す、民生委員が自分で集めた情報は、市が渡した情報ではないので、その守秘義務に反しない範囲で、民生委員が自分の判断で使えるようにするというような、かなり大胆な発想をしています。

(山根委員) 私は地元へ帰れば民生委員もやっている立場ですが、地域で議論していることと、ここで今話されていることが縁遠い。というのは議論が遅過ぎるのではないかと。民生委員の立場で大事なことは、名簿を完成させることではなくて、完成させるために動く、そのプロセスのほうが大事だということです。近隣との関係で信頼関係をつくっていくということで、本当に身近なところでの情報を足で稼いで、きちんと押さえていくという形で地域は既に動き始めています。そういう動きをさらに加速させる、動きやすいバックボーンをつくるという意味ならば、この議論は大事だと思います。

(森本委員長) 信頼関係ができれば、そういう問題は当事者間では相当クリアできます。山根さんが今おっしゃったように、プロセスの中でそういう信頼関係をつくるのが、現実的な法の中の、「守る」「守らない」というのを越える部分はあると思います。

(厚坂委員) 支援する側の方たちの思いがすごく熱心で、頑張っておられる方も多数い

らっしゃるのは素晴らしいことだと思いますが、その反対側の当事者側で、誰にも知られたくないという方の意見をできるだけここでは代弁したいと思います。実際に障害のあるお子さんを育てている親御さんは、一度レッテルを張られてしまえば、一生そこでその障害ということを確認されたような形で人生を送っていくということになっていて、やはりその障害を親御さんが受容していくプロセスに寄り添っていく支援というのが、必要になってきます。自分の子供の障害を受けとめ切れない時代を寄り添いながら、障害があるということをやっと理解し、受容し、表明していくというような手順があるわけで、その途中の経過のところ、「あなた、そんなに困っているならこうしましょうよ、ああしましょうよ」と言われると、まだそこまで至らない方たちに対して、なかなかうまく支援がかみ合わないというケースが結構あります。個人情報の保護というのは、十分検討していただきたいという思いが非常に強くあります。

(森本委員長) 昔はみんな近所でお互いを知っていたみたいなことがあります。地域の信頼関係があって、その上で、お互い知ってることと知らないこと、言っていることとやってよくないことを分けしながら生きていたんだと思います。そういうものがだんだん崩れているので、そのところをどう考えるかというのが、一番根っことしては大きいかなと思います。

(丹委員) 高齢者になると、少々個人情報を逸脱しても支え合いが大事だという思いがかなりあるけれども、若い世代になると、また感覚が大分違うと思いました。地域には、厚坂さんがおっしゃるような人も含めて、いろいろな人が住んでいるわけですから、ここで話しているような議論を、個人情報をめぐっての地域の地区別計画づくりとか、地域懇談会とか、そういうところでもっともっとやらないといけないなと思います。

(大村委員) 厚坂さんのご意見の中の、本当にご自分の秘密の部分を知られたくないという、そういう方がいらっしゃることは事実です。私も長いこと民生委員をやっている中で、個人の情報の部分については、非常に大事にしていまいりました。防災関係の名簿作りは、民生委員が個別に訪問する形でやっていますが、約4割ぐらいの方は、情報を町内に流すことに対してノーと言われます。ひとり暮らしのお年寄りについては、民生委員がその情報を持っていても町内には出せないで、自分で抱え込んでいるのが実情だと思います。先ほどの厚坂さんの悩まれている問題が理解できるものですから、もしもそういう委員会というような形が構成されるのであれば、私は参加したいと思っています。

(森本委員長) 誰が「情報共有のルールづくり検討」のメンバーになるか、ここではなかなか決められないので、関心のある人は後で事務局に言っていただいて、その手の挙がり具合で委員の皆さんに個別にお願いをすることもかもしれません。専門的な、法律的なことが必要であれば、外から入っていただくとか、そういうことも含めて、作業していくメンバーの人選というのを、私と事務局のほうにお任せいただけないかということをお願いします。

※一同了承

(長尾委員) 私は緑区で精神障害者を対象としている生活支援センターというところ

に従事していますが、普及啓発的なことをやっていかなければいけないということで、ケアプラザと提携して、地域の民生委員・児童委員等の方々に対して、精神ということでお話をしました。地域の中では、精神ということについての理解という以前に、そういったものの情報が全く入ってきていないというのをすごく感じました。私自身、精神を専門にやってきて、よく考えたら、福祉という立場で仕事をしてきても、自分の専門以外のことは全然わかっていない。個人情報ということについてはものすごく重要なことですが、それと並行して、やはり情報をどんどん発信して、きちんとした情報を皆さんに持ってもらった上で、個人情報ということも考えていくべきなのかなと思います。

(森本委員長) そのことについては、計画の中でも、情報をどう発信するかということで、随所に掲載されています。ありがとうございました。

(3) 概要版・リーフレット

事務局が「概要版・リーフレット」について説明。

(森本委員長) 何かお気づきのことがございましたらどうぞ。事前にご指摘のあった、リーフレットの最初のページの上の部分はカットするという網屋さんのご意見はどうでしょうか。他にご意見があればいただきたいと思いますが。

(丹委員) 概要版について、各区の計画が参考までについています。そこに具体的に何か所かできている地区別計画も紹介できないでしょうか。これから地区別計画を作るところが多いと思うのですが、大事だよという意味と、例えば作るならこういうものですよという意味と両方を込めて。

(事務局) 第2期は今のところ18区で地区別計画をつくるということは方針としてはあります。局から区に対して、基本的に最低限盛り込んでもらいたい地区別計画の形を、この概要版とは別の資料で示そうと思っています。地区別計画については、どういう形がいいかというのは、最終的には区の事情によっても基本形が違ってきたりする場合がありますので、局としては、各区でこういう地区別計画が実際にありますという情報を提供し、その中で区が地域にどういう形で提示したらいいかというところを考えてもらおうと思っています。

(森本委員長) ほかにございませぬか。リーフレットの最初のページの上はカットするというところでよろしいですか。

(松本委員) このリーフレットがどの辺まで配られて、どのあたりを対象にするのか、使い方によります。本当に末端の市民まで届くようなことなのか、地域活動をしていたり、社協や行政とつながっているあたりまでなのかによって違って来るかなと思います。自分が今抱えている課題とぴったり合うと関心が向くかなと思いますが、本当に困っている人たちがこれを手にとって見る機会があるかどうかです。

(森本委員長) リーフレットは何枚刷る予定ですか。

(事務局) リーフレットは5万部です。配布対象は一般の市民向けということなので、地区センター等いろいろな場所に置かせていただく予定です。そのほかには、各区において、場合によっては地区懇談会の中でも配る可能性もあるかと思っています。概要版のほうは、市連会等を通して連合町内会長、保健活動推進

員、民生委員・児童委員の方々というふうに、具体的に活動をされていらっしゃる方たちを中心に配る予定で、2万部を刷る予定にしております。

(丹委員) 自治会の回覧板は考えていますか。

(事務局) 回覧板の分までの部数は今の段階では考えていません。区によって、各区が独自で作ったものを回覧しています。

(松本委員) 現状があって解決法があるので、リーフレットの上の部分はあったほうがいいかなと思います。同じような絵や課題が散らばっているので、もう少し整理ができればいいのかなと思います。

(名和田副委員長) 一定レベル以上の人を手にとるだろうということを考えた場合、私もこれはあっていいのではないかと思います。唯一の懸念は、字の大きさです。このページは一番最初に目に触れるページです。ここの字を大きくすることが有効なら、取ってもいいと思いますが。

(内田委員) このリーフレットの構成を見ると、一番後ろがご案内という形になっています。地区センターやケアプラザに置いて、対象の方に見ていただくという意味ではご案内もいいのかなと思いますが、リーフレットの性格自体は、今度の地区懇談会にぜひ参加してくださいみたいな呼びかけの部分がかなり大きい比重を占めているのかなと思います。そうなるとご案内はカットしても、最初の部分は、イントロという意味で残したほうがいいのではないかと思います。

(松本委員) 字の小ささはともかく、絵がいっぱい入って、漫画風にも書かれたりしていて、随分読みやすくなったと思います。私はこれを見ていると、住民に頑張れ頑張れと言っている感じがするんですね。だから最後に区もケアプラザも頑張りますということがあるほうが安心感はあるかと思います。

(山田委員) 課題はあったほうがいいと思います。そこに市民、行政、事業者がどのようなかわり合いでその課題を解決していくのか、整理するとまとまると思うので、レイアウトを変えればおさまるのではないかなと思いました。

(森本委員長) 今の内容を活かして、レイアウトや、後ろのページとのダブリを整理して、できればもう少し字が大きくなるというような形で1ページ目を。4ページ目も、懇談会に来る人はともかくとして、一般の人にとってあったほうがいいのかということですね。余り大きくレイアウトを動かさないほうがということも含めて、そのあたりで決着をするというのでよろしいですか。

(事務局) 今のご意見等をもとにして、事務局のほうで作らせていただいた形で一任させていただきますということよろしいでしょうか。

(森本委員長) 地域福祉保健計画というのを、もうちょっと1ページ目に大きく出せないかなと。何のリーフレットかわからないという感じがします。後は事務局にお任せするというので、よろしいでしょうか。

※一同了承

(4) 各区計画の策定・推進状況の報告

事務局が「各区計画の策定・推進状況の報告」について説明。【資料6参照】

(森本委員長) 毎回、委員会的时候に報告していただくということで、可能ならば、各区の人口、地区別計画ごとで割ったときの1地区当たりの人口など、基礎的な

数字を加えるようなこともしていただけるといいかなと思います。

(名和田副委員長) 地域における活動支援制度及び公募型に着眼されたのは非常にいいと思います。私がかかわっている瀬谷区では、ほとんどが今まで区役所からお願いをして区民にやっていただいた事業を、これからは、やりたいところは手を挙げてやるというように転換したケースが90%以上を占めます。とりわけ福祉関係の取組で新たに団体とか人材とかが見出されたケースがあって、非常にこれはいいことだと思います。他の区でもそういったケースが見出されるのかどうか、そういった情報は、表に整理しなくても、こういうご報告のとき、ちょっとでも教えていただけるとありがたいなと思います。

(森本委員長) 顕著な活動とか、他の区にも伝えたいとか、何かそういうのがあれば、また紹介をいただくということでお願いします。

(5) 第2期市計画の評価指標

事務局が「第2期市計画の評価指標」について説明。【資料7参照】

(松本委員) 医療保険をその地域でどのぐらい使っているか、ほかの地域と比べてどうか等、介護保険や医療費の使い方の数値を把握できるのかどうか。そこら辺を把握できると、介護予防を頑張っている等の成果が住民にも見えると思うのですが。

(森本委員長) 医療保険はわかりませんが、介護保険の場合ですと、今は保険者番号で名寄せすれば、どこに住んでいるかというのはわかるので、技術的には可能ですが、制度的にそれが可能かどうかというのは微妙なところがあります。そういう横断的な仕組みを結んでいいのかどうかというのが、個人情報のお話も含めてあるので。今、実際に医療費や介護保険の給付費は区単位では出ているとは思いますが、地区単位で出せるのかどうかというのは、おわかりになりますか。

(事務局) 出すことができます。

(森本委員長) それを比較すれば数値自体は出るということですね。医療保険は出ないですか。

(事務局) 医療保険の場合、出るとしても国民健康保険だけになる可能性が高いです。

(内田委員) それはぜひ入れていただきたいです。旭区は人口が多く、高齢者が多いということがありますし、また障害者もかなりの数の方がいらっしゃいます。定点観測を1年置きにさせていただくとか、そういう手法でやっていただきたいと思います。

(森本委員長) 他の区と比べるということではなくて、自分の区の5年前と5年後というのでないと、例えば高齢化率が高ければ当然要介護認定者も多くなるので、そういう意味では18区で高齢化率も大分違いますし、地区によってもまた違います。

(丹委員) 評価の分科会でいろいろ検討してきたものは、この中に反映されていますか。それから、これはこれでいきましょうという案なのか、ここの委員会で、これをたたき台にしながらかめていこうという案なのか、どちらでしょうか。

(事務局) 昨年度検討して、一時は本文にもこういう記載をというところで、皆さんにもご提示しながら議論をさせていただいた中で、結局年度末までに間に合わな

かった部分もあるので、第2期の市計画の評価をどうしていくかというところを今年度早々に詰めさせていただきたいというところです。2点目の、どうふうに形づくっていくかという部分につきましては、事務局の案ですけれども、次回開催する委員会あたりまでに、第2期計画の5カ年をどうしていくというのは皆さんと議論しながら決めていきたいと思います。市計画の本文では23年度と25年度に大きな評価をしますという宣言をしていますが、3年後・5年後を見るのに、1年目はどうかというのも見なければいけない。大まかなスケジュールは以上です。

(森本委員長) 今年度の上半期には、かなり具体的にこういうものではかるということを知っておかないと、1年目の調査ができなくなってしまう。

(丹委員) 推進の柱というのが3本あります。3本のそれぞれの柱について、3つの視点からの評価をしていこうということになるのでしょうか。

(森本委員長) 私が事務局に、提案したことが採用されていないような感じです。それぞれの領域で活動している人の、突拍子もなく遠い目標の話じゃなくて、今はこういうのがあってうまくいかないけど、5年ぐらいの間にこういう計画がきちっと着実に動けば、もう少し展開が変わるのではないかという事例を出しておいていただく。それを3年目、5年目にどうなっていますというように見ていく。そういうのは結構リアリティーがあるのではないかなと思っています。

(山根委員) 今の評価の話は地域のそれぞれの受け皿で、計画の3本の柱についてそれなりの計画が立てられて、実践されているということが前提になっている話です。ところが地域では、こういう計画以前に町の流れというのが長年あって、高齢者部会についてはこういう計画でいきます、乳幼児部会あるいは子供部会、婦人部会についてはこうしますという各部会ごとの計画がある。無理に当てはめれば、この計画に全部入ることは入りますが、地域の現実、まず私たちの身近な生活課題ありきで、きれいにそろった3本柱なんていうものではないわけです。そういう現実を本当に踏まえているのかということです。

(名和田副委員長) この評価指標は、全市計画の評価指標なので、支援的計画として区計画の評価をどういう手法でやるかということも少し議論してほしい。私がかかわっている瀬谷区や港南区でも評価に苦労しています。区には地域福祉保健計画にかかわる事業がたくさんあって、その一つ一つについて、A、B、Cの評価をつけていた時期もあります。そういう試行錯誤に対して、全市的な立場から情報共有して、一定の指針を示すというようなこともやってほしいと思います。それから地区別計画についての評価というの、これはまたかなり工夫が必要で、瀬谷区では年に2～3回、地区別計画懇談会というのをやっていて、そこが反省と評価の場になっています。そういう幾つかの層の評価のあり方についても、この委員会で少し議論をしていただくと、区とか地区別のほうもありがたいなという気がいたします。

(森本委員長) 第1期のときから評価の話はずっと出ていたのですが、地域福祉保健計画を、既存のほかの福祉計画や行政計画と同じような形で、数字で評価するというのは、実は余り意味がないですね。ただ行政としては、行政計画としての

	<p>地域福祉保健計画の評価を求められるのだらうと思いますが。それよりも実態としては、地区の計画にどういう形で反映できるのか、地区の流れが第1期からどうやって続いているのかを評価する等が非常に重要だと思います。今出たご意見も含めて引き取らせていただいて、少し事務局と相談をさせていただきたいと思います。9月の委員会というには時間が先過ぎるので、メール等でやりとりしながらご意見をいただくというようなことでよろしいですか。</p> <p>※一同了承</p> <p>(山根委員) 活動計画と福祉保健計画、社協と行政計画のそりが合わないという現実、その区にとって非常に現場的には厳しい話です。共同事務局的なものをしっかりつくって、一体関係をつくるというのは、大至急の課題としてよろしく願います。</p> <p>(厚坂委員) 先ほど精神の方の理解・啓発的なお話がありましたけれども、私も同感です。いろいろな研修等がされていて、ここにもコーディネーター養成研修というのがあります。そういう中にも、精神障害とか、または最近発達障害というのが出ておまして、やはり知らないということ自体がその偏見・差別を招いてしまうという結果が出てしまうので、コーディネーターの方には、そういった知識も修得していただけたらと思います。定期的に、必ず入れるような感じでやっていただけたらどうかと思います。</p> <p>4. その他</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第7回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会議事録の配布 ・ 「福祉よこはま」5月15日版、152号の説明 <p>閉 会</p> <p>(森本委員長) 9月の委員会は、また日程調整ということでお願いします。それでは第8回の委員会をこれで終わらせていただきます。</p> <p>(事務局) 森本委員長、どうもありがとうございました。それでは本日は熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>資料1 全体スケジュール</p> <p>資料2 平成21年度健康福祉局予算概要</p> <p>資料3 次期横浜市地域福祉活動計画の策定について</p> <p>資料4 委員会の日程と進め方</p> <p>資料5 情報共有のルールづくり検討(仮称)</p> <p>資料6 第1期各区地域福祉保健計画の策定状況等</p> <p>資料7 第2期市計画の評価指標(案)</p>